仕様書

１　業務件名
防衛省航空自衛隊高蔵寺分屯基地における展示即売店の設置及び経営

２　業務内容
展示即売店の設置及び経営の業務

３　相手方の決定
本業務を行う者については、防衛省航空自衛隊高蔵寺分屯基地（以下、「甲」という。）が決定する。

４　国有財産の使用許可
（１）本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
（２）国有財産の使用許可は、防衛省所管国有財産部局長東海防衛支局長（以下、「乙」という。）が行う。
（３）次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
ア　国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
イ　丙が自己都合による業務の解除をするとき。
ウ　国において使用物件を必要とするとき。
（４）使用許可期間が満了したとき、又は前号により使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。
ただし、この場合、丙は国に対し一切の補償を請求することはできない。

５　丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
（１）業務遂行上必要とされる関係法令、規則等を遵守できること。
（２）業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
（３）国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
（４）本仕様書の全記載事項を遵守できること。

６　国有財産使用料
丙は、乙に委託即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
なお、国有財産使用料は、納入告知書により歳入徴収官が指定する期日までに一年分全額を一括して前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

7　業務期間及び業務時間

（１）業務期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日の間のうち、甲と丙が協議して決定した日とする。ただし、土日祝日及び年末年始（１２月２９日から１月３日までの間）を除く。

（２）業務時間

原則として、１１時３０分から１３時００分までの間とし、それ以外は別途協議を行うものとする。

8　費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9　名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙（以下、「甲等」という。）の名義を使用してはならない。

10　管理責任

（１）丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲等に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

（２）丙は、本業務の従事者の身元、規律の保持、風紀、衛生に関すること等人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

（３）丙の本業務の従事者は、日本国籍を有する者とし、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入している者ではないこと。

（４）丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令、規則等に基づき適正に行わなければならない。

11　衛生等の保持

（１）丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号)」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

（２）丙は、食品等を販売又は取り扱う場合は、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）の定めるところにより厚生労働省が示すＨＡＣＣＰに沿った衛生管理を実施すること。

12　情報保全の遵守

（１）丙は、甲等の指示及び本業務の遂行上、知り得た甲等の情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

（２）丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13　損害賠償

（１）丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他本業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

（２）丙は、いかなる事故発生の場合も甲等に対し、損害賠償その他一切の請求をすることはできない。

14　業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、３ヶ月前までに甲に通知し、甲等の指示に従い解除することができる。また、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てを行う者は、当該手続き開始前に本業務の解除を申し出ること。

15　業務仕様

（１）丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし提案した内容について甲の了解なく変更しないこと。甲と協議すること。また、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。

（２）丙は、本業務の遂行に当たり、甲の担当職員（以下、「担当職員」という。）の指示に従うこと。

（３）「丙は、庁舎内等への立入りについては、庁舎内等で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない庁舎内等に立ち入らないこと。

（４）展示即売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

（５）「丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲等の承認を得るとともに、甲等の指示に従うこと。

（６）丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。また、販売を制限されている食品及び物品の販売はできないものとする。

（７）丙は、商品を販売及び提供するに当たり、防衛省における価格を防衛省以外における価格よりも安価とするよう努めること。

（８）丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、販売すること。

（９）丙は、有料無料問わず、プラスチック製の買い物袋を配布しないこと。

（10）丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合、速やかに対応すること。

(11) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
(12) 丙は、甲が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。
(13) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、本業務に従事する前に担当職員に従事者名簿を提出するものとする。また、甲等が、従事者名簿の記載事項について確認するため、書類（履歴書（写し））等を求められた場合は、速やかに対応しなければならない。
(14) 丙は、販売商品に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、甲の職員に速やかに報告するとともに、直ちに当該商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む。）に従わなければならない。
(15) 丙は、本業務の従事者が本仕様書、仕様書（その２）に記載されている遵守事項に違反した場合又は故意の過失により甲等又は利用者に被害を発生させた場合には、直ちに業務を取り消しするとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。
(16) 丙は、国有財産使用許可書の許可条件に違反した場合は、直ちに本業務を解除するとともに、次回以降、公募への参加は認めない。
(17) 丙は、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
(18) 丙は、使用物件の一部又は全部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
(19) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議するものとする。

16　情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、同法第５条第２号に該当する情報を除き開示するものとする。